

社会福祉法人 公友会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間： 令和 8年 4月 1日 ~ 令和 13年 3月 31日

2. 当法人の課題

課題1： 高い水準にある女性活躍推進の現状を維持しつつ、職員一人ひとりのライフステージや多様なニーズに応じた、より柔軟な働き方の選択肢を拡充し、その利用促進を図ること。

3. 目標

- 全職員の月平均時間外労働時間を2時間以内を維持する。

4. 取組内容と実施時期

取組1： 労働時間管理の徹底と年次有給休暇の取得促進

- 令和 8年 4月～ (継続実施)
 - 月平均時間外労働時間を2時間以内に維持するため、管理職による定期的な業務量確認と、必要に応じた業務配分・効率化の指示を徹底する。
 - 全職員の年次有給休暇取得率80%以上の維持に向け、年間5日の計画的な取得義務の遵守を徹底するとともに、部署内で休暇取得計画を共有し、取得しやすい職場環境を維持する。